

新潟県企業局管理規程第2号

新潟県企業局固定資産事務取扱規程の一部を改正する規程を次のように定める。

平成30年2月6日

新潟県企業管理局 小林 康 昌

新潟県企業局固定資産事務取扱規程の一部を改正する規程

新潟県企業局固定資産事務取扱規程（昭和62年新潟県企業局管理規程第5号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄の表中太線で囲まれた部分（以下「改正表」という。）を当該改正表に対応する次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分に改める。

		改正後		改正前		
		行政財産使用料の基準				
別表第2（第26条関係）	区分	使用の種類	単位	使用料（単位 円）	使用料（単位 円）	
(略)	土地	電気 通信 施設 その他 これらに 類する もの の以 外の もの	使用の種類	外径が0.15メートル未満のもの	88	27
				外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	110	37
(略)	土地	電気 通信 施設 その他 これらに 類する もの の以 外の もの	使用の種類	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	230	74
				外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	590	180
(略)	土地	電気 通信 施設 その他 これらに 類する もの の以 外の もの	使用の種類	外径が1メートル以上のもの	1,100	370
				(略)	(略)	(略)
(略)	土地	電気 通信 施設 その他 これらに 類する もの の以 外の もの	使用の種類	外径が0.15メートル未満のもの	79	28
				外径が0.15メートル以上0.2メートル未満のもの	100	38
(略)	土地	電気 通信 施設 その他 これらに 類する もの の以 外の もの	使用の種類	外径が0.2メートル以上0.4メートル未満のもの	210	75
				外径が0.4メートル以上1メートル未満のもの	520	190
(略)	土地	電気 通信 施設 その他 これらに 類する もの の以 外の もの	使用の種類	外径が1メートル以上のもの	1,000	380
				(略)	(略)	(略)
備考	(略)	(略)	(略)	(略)	(略)	

附 則

(施行期日)

1 この規程は、平成30年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 改正後の別表第2の規定は、この規程の施行の日以後納入すべき使用料については、同日前に納入すべき使用料については、なお従前の例による。